

福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康・環境・生活破壊  
に対して、国と東京電力がとるべき措置に関する意見書

2011年8月17日

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ震災プロジェクト

第1 意見の趣旨

日本政府および東京電力株式会社に対し、国および加害企業の責任として、少なくとも以下の責任を果たすよう求める。

- 1 国際基準およびチェルノブイリ原発事故後の汚染区域の設定に基づき、自然放射線を除く年間被ばく量が1ミリシーベルトを超えるすべての地域について、住民の健康を保護し、住環境を取り戻すためのすべての必要な措置をとること
- 2 チェルノブイリ原発事故後、旧ソ連、ロシア共和国、ウクライナ共和国などにおいて、事故による年間被ばく量が5ミリシーベルトを超える汚染地域が移住地域と指定され、年間被ばく量が1ミリシーベルトを超える地域の住民が国の援助と補償に基づく避難を受ける権利を認められ、食糧、医療、生活手段の援助がなされたことを参考に、
  - ・自然放射線を除く年間被ばく量が1ミリシーベルトを超える地域の住民に発生した損害に対し補償措置を行い、避難により生活基盤を奪われた人々に対し、包括的な生活再建を保障すること
  - ・自然放射線を除く年間被ばく量が1ミリシーベルトを超える地域について、放射線汚染の恒常的モニタリングと住民への開示、一刻も早い除染による以前の状態への回復、放射線防護、食糧供給、内部被ばくを含む長期的な健康影響調査・医療保障などの措置を講じ、人々を放射線被害から守ること
  - ・汚染の実態に即した避難地域の再検討を行うこと

第2 意見の理由

1 問題の所在

東京電力福島第一原発の事故に基づく放射線の汚染により、周辺に住む広範な人々の健康と生活は著しい危機にさらされている。事故後、原発周辺20キロ圏内は警戒区域として立ち入り禁止となり、30キロ圏内が「緊急時避難準備区域」と指定され、飯館村等の地域が「計画的避難区域」と指定された。

政府は、年間20ミリシーベルトを計画的避難の指示や特定避難勧奨地点の指定の際の基準として用い、これを上回るおそれのある地域・地点については、避難指示等の措置を講じるとする。しかし、20キロ圏外の広範な地域において、放射線量が高い「ホットスポット」の存在が確認されているにも関わらず、「特定避難勧奨地点」の指定を受けた場所は、

## 2 国際人権法上の要請

現状は、甚大な放射線被害によって、人々の健康に生きる権利(憲法 25 条、社会権規約 12 条)が大規模・広範かつ系統的に侵害され、すべての人の固有の権利(市民的及び政治的権利に関する国際規約 6 条 1 項)や生命に対する権利さえも、深刻に脅かされている状態である。

政府は人々の生命・健康を守る第一義的責務を負う立場から、被害状況について、

- 1) 人権侵害を阻止するあらゆる措置を取り、
- 2) 人権侵害について徹底した調査を行い、
- 3) 被害者への適切な補償を行うことが求められる。<sup>6</sup>

補償には、①金銭賠償、②原状回復、③医療・リハビリテーション、④その他の満足措置(再発防止のための全ての情報公開、立法、謝罪等)が含まなければならない。<sup>7</sup>

日本が批准した社会権規約 12 条の健康に対する権利の保障は、空気、水、土壌の汚染を軽減・根絶することを目的とした国内政策の策定・実施等の積極的措置を含んでいる。<sup>8</sup> さらに、日本は国連子どもの権利条約の締約国として、子どもの生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する義務があり(6 条)、子どもの最善の利益を最優先にして子どもに関する措置を講ずる義務がある(3 条)。<sup>9</sup>

## 3 国際基準・世界の経験、国内法に基づく汚染地域の特定と住民の保護

放射線被害から人々の生命と健康を守り、今後の生命・健康に対する権利等の侵害を防止するために、まず、対策をとるべき対象がどの範囲かが問題となる。

ヒューマンライツ・ナウ(以下 HRN)は、国際基準、そして世界の経験に照らし、少なくとも、自然放射線をのぞく年間被ばく量が 1 ミリシーベルト(以下 1mSv/年)の地域については、政府が住民・地域について積極的な対策を講ずる責務があると考える。<sup>10</sup>

### (1) 国際基準-ICRP

国際放射線防護委員会(ICRP)は、公衆被ばくの実効線量限度を 1mSv/年<sup>11</sup>としている(最近では 2007 年勧告(Pub.103))。

<sup>6</sup> Velásquez Rodríguez (Velásquez Rodríguez Case, Judgment of 29 July 1988, Inter-American Court of Human Rights (Ser. C.) No. 4 (1988)), para 174

<sup>7</sup> Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law (UN General Assembly resolution 60/147 of 16 December 2005)

<sup>8</sup> 社会権規約一般的見解 14

<sup>9</sup> <http://www2.ohchr.org/english/law/crc.htm>

<sup>10</sup> 本提言は、日本政府が負うべき最低限の義務を明確にしたものであり、自然放射線も含み、内部・外部被ばく併せて 1mSv/年、またさらに厳格な提案を否定するものではない。現実の放射線測定も多くは、自然放射線と人為的なものを区別して行っていないことから、放射線量から 2011 年 3 月 11 日以前のバックグラウンド線量を控除してなおも 1 時間当たりの線量が年換算で 1 ミリシーベルトを超える場合かどうかで判断することとなろう(自然放射線は以下などを参照。<http://www.geosociety.jp/hazard/content0058.html> ただし、原子力発電所に近接しているため、バックグラウンドが高い場所は別に評価すべきである)。

この基準の根拠は、1mSv/年の線量限度では各年齢の死亡リスクの1%程度であること、疾病によるリスクの1000分の1であること、生涯リスクの1000分の1であること、被ばくによるリスクの増加率が最も大きい年齢層においても、1mSv/年ではすべてのリスクにおいて有意に増加していない、等があるとされる。<sup>12</sup> この基準自体に過小評価であるとの批判があるものの、1mSv/年を上回る線量限度に有意なリスクがあることは明白である。

ICRPは、3月21日付福島第一原発事故に関する勧告において、<sup>13</sup>ICRP 2009bに基づき、「1-20mSv/年の範囲の目標値を選択し、長期目標として目標値を1mSv/年とすることを引き続き勧告する」とする。しかし、それは「人々がその地域を放棄することなく住みつづけることができるよう、当局があらゆる放射線防護策を講じる」ことを前提とするものであり、1mSv/年から20mSv/年の範囲内であれば政府が人々の健康保護のための措置や補償を行わなくてよいと勧告しているものではない。

緊急時であったとしても、例えば被ばくによるリスクに有意差が生じるレベルが1mSv/年より上昇するわけではなく、死亡リスクの1%を貢献するレベルが1mSv/年より上昇するわけではないのであり、1mSv/年を超える地域における人々の健康を守るべき国の責任が免除されるべきではない。

## (2) チェルノブイリ事故の経験

### 1) 旧ソ連の対応

チェルノブイリ原発事故後、旧ソ連の対応は十分なものとは到底言えず、住民のパニックを恐れた旧ソ連政府のリーダー達や当時の原子力省は、1986年の5月中旬まで事故の収拾に関する情報公開をメディアや保健省に禁止させたほか、1989年まで放射能による汚染地域の地図や汚染レベルのデータを極秘扱いにするなど、チェルノブイリ事故の影響に関する情報隠蔽を行い、住民に多大な被害とストレスを与えた。<sup>14</sup>

1991年、旧ソ連政府は方針を転換し、チェルノブイリ事故による被害を最大限に軽減するための対策についての原則と基準（「チェルノブイリ・コンセプト」と呼ばれる）を採択した。この新しい指針に基づき、1mSv/年以上の汚染地域に対する住民の保護等の方針が確立し、実施されるようになった。<sup>15</sup>

---

<sup>11</sup>[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/housha/sonota/\\_icsFiles/afieldfile/2010/02/16/1290219\\_001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/housha/sonota/_icsFiles/afieldfile/2010/02/16/1290219_001.pdf)  
p29

<sup>12</sup> 草間、篠崎、吉澤「放射線リスクのアクセプタンクに関する考察」保険物理,22,15-20(1987)等

<sup>13</sup> <http://www.icrp.org/docs/Fukushima%20Nuclear%20Power%20Plant%20Accident.pdf>  
和訳 <http://www.u-tokyo-rad.jp/data/fukujap.pdf>

<sup>14</sup> ウクライナ政府の報告書（2006年）National Report of Ukraine "20 years after Chernobyl Catastrophe FUTURE OUTLOOK" [http://www.mns.gov.ua/chornobyl/20\\_year/03/n\\_report\\_ENG.pdf](http://www.mns.gov.ua/chornobyl/20_year/03/n_report_ENG.pdf)  
事故から20年後の報告書は、このような情報操作が住民の政府に対する信頼感を損なわせ、住民に社会的・精神的ストレスを生じさせる原因になったとし、事故直後の隠蔽作業は明らかに誤った方針であったと認めている（8p）

<sup>15</sup> 今中哲二助教（京都大学原子炉実験所）らによる「ロシアにおける法的取り組みと影響研究の概要」  
<http://www.rri.kyoto-u.ac.jp/NSRG/Chernobyl/saigai/Ryb95-J.html>

旧ソ連はセシウム 137（半減期 30 年）の土壤汚染が 555 キロベクレル/平方メートル（555kBq/m<sup>2</sup>）以上の地域を日本の強制避難区域に相当する強制（義務的）移住区域に指定した。また、セシウム 137 の土壤汚染度で言えば 37 キロベクレル/平方メートル（37kBq/m<sup>2</sup>）以上の地域を暫定的最低汚染レベルと指定した。

チェルノブイリ原発事故から約 20 年後、IAEA、WHO、OCHA、UNDP、UNEP などの国連 8 機関とベラルーシ、ロシア、ウクライナの政府から構成されたチェルノブイリ・フォーラムが発表した報告書、“Chernobyl’s Legacy: Health, Environmental and Socio-Economic Impacts”<sup>16</sup>によると、同事故後、約 40 万人が 555kBq/m<sup>2</sup>以上の高濃度のセシウム 137 で汚染された地域に住んでおり、旧ソ連政府はそのうち 33.6 万人を汚染地域から汚染していない地域へ強制移住したとされる。<sup>17</sup>

同報告書は、セシウム 137 の汚染度について 37kBq/m<sup>2</sup>を暫定的最低汚染レベルと指定した理由は、(a)このレベルは事故後のヨーロッパのセシウム 137 の汚染度の 10 倍に当たる数値であること、(b)このレベルでは、原発事故から最初の 1 年間の人の被ばく量が約 1mSv/年であり、1mSv/年が放射線学の上では重大な数値であるからだとしている。<sup>18</sup>

1991 年に確立された新しい方針は、最大 1mSv/年を超える汚染が見られる地域について、政府に放射線防護措置を取る義務があることを明記し、当該地域の住民は、住みつづけるか他の土地に移り住むかについて、放射線汚染の状況、経済社会的その他の状況に与える要因等について正確な情報提供を受け、自己の判断に基づき選択する権利があったとした。<sup>19</sup>このような汚染地域の認定をもとに、旧ソ連では「高濃度の汚染地域に住み続けた住民は補償され、毎年定期健診を受けた。低レベルの汚染地域に住む住民は医療モニタリングを提供された。補償は年間の被ばく量が 1mSv を超える住民に与えられた」とされる<sup>20</sup>。

## 2) ロシア、ウクライナ等の対応

ソ連の崩壊後、市民の保護は後継各国に引き継がれた。放射能で最も汚染されたロシア、ウクライナ、ベラルーシの三国の法律では、セシウム 137 の汚染度が 1 平方メートルあたり 37 キロベクレル(1Ci/km<sup>2</sup>(37kBq/m<sup>2</sup>))以上とされた地域は、汚染地域と指定され、その地域と住民に対する

<sup>16</sup> <http://www.iaea.org/Publications/Booklets/Chernobyl/chernobyl.pdf>

<sup>17</sup> チェルノブイリ原発事故後 20 年目の 2006 年に IAEA が発表した報告書：Environmental Consequences of the Chernobyl Accident and their Remediation: Twenty Years of Experience は、チェルノブイリ事故後の放射能による土壤汚染を計測するにあたってセシウム 137 の濃度を選んだ理由として、計測しやすく、放射線学の上で重要であったためだと説明する。また、同報告書は、事故から最初の 1-2 年はセシウム 134 も重要であると説明している。  
[http://www-pub.iaea.org/MTCD/publications/PDF/Pub1239\\_web.pdf](http://www-pub.iaea.org/MTCD/publications/PDF/Pub1239_web.pdf)

<sup>18</sup> 同 p23

<sup>19</sup> "EVOLUTION OF REGULATION RELATED TO THE CHERNOBYL ACCIDENT" p.544  
url: [http://www.iaea.org/inis/collection/NCLCollectionStore/\\_Public/29/013/29013454.pdf](http://www.iaea.org/inis/collection/NCLCollectionStore/_Public/29/013/29013454.pdf)

<sup>20</sup> Chernobyl: Assessment of Radiological and Health Impacts (2002), (2002 Update of Chernobyl: Ten Years On, OECD 1996) (<http://www.oecd-nea.org/rp/reports/2003/nea3508-chernobyl.pdf>), p54

政府の措置が講じられている。<sup>21</sup> チェルノブイリ事故に関してロシア共和国が作成した報告書によれば、ロシア共和国は旧ソ連の方針を引き継ぎ、同事故の汚染地域を以下のように分類し、対応を取ったとされる。<sup>22</sup>

a) 30 キロ圏内: Exclusion zone(法 8 条)	セシウム 137 の汚染度が 555kBq/m <sup>2</sup> を超えたところ	避難または移住が実施された
b) 移住ゾーン (Evacuation Zone) (法 9 条)	30 キロ圏外でセシウム 137 の汚染度が 555kBq/m <sup>2</sup> を超えるところ(これによる放射線量が 5mSv/年以上の地域)	住民は避難・移住・補償を受ける
c) 避難の権利が認められた居住区域: (法 10 条)	30 キロ圏外でセシウム 137 の汚染度が 185~555kBq/m <sup>2</sup> (これによる放射線量が 1mSv 以上の地域)	住民は自発的に移住できる権利が認められた
d) 社会経済的特権のある居住区域:(法 11 条)	セシウム 137 の汚染度が 37~185kBq/m <sup>2</sup> (これによる放射線量が 1mSv 以下の地域)	住民は平均以上の生活を送れるような措置を受ける

ロシアの「チェルノブイリ事故被害住民の社会的保護に関する法律」は、第 7 条以下に上記に相応する措置について規定する。<sup>23</sup> すなわち、  
 第 8 条: 30 キロ圏内において住民の定住が認められないこと  
 第 9 条: 汚染物質(セシウム 137)の蓄積による年間被ばく量が 5mSv を超える汚染が確認される地域を避難地域とし、避難した住民は補償を受けること  
 第 10 条: 汚染物質(セシウム 137)の蓄積による年間被ばく量が 1mSv 以上の地域は避難の権利が認められる地域と指定され、住民が公正な情報を得たうえで自主的に移住する

<sup>21</sup> Environmental Consequences of the Chernobyl Accident and their Remediation: Twenty Years of Experience, [http://www-pub.iaea.org/MTCD/publications/PDF/Pub1239\\_web.pdf](http://www-pub.iaea.org/MTCD/publications/PDF/Pub1239_web.pdf), p24

<sup>22</sup> [http://chernobyl.undp.org/english/docs/rus\\_natrep\\_1996\\_eng.pdf](http://chernobyl.undp.org/english/docs/rus_natrep_1996_eng.pdf): Table 2

“CHERNOBYL ACCIDENT: TEN YEARS ON” Russian National Report, 1996.

<sup>23</sup> THE RUSSIAN FEDERATION LAW ON THE SOCIAL PROTECTION OF CITIZENS, WHO WERE SUBJECTED TO THE ACTION OF RADIATION AS A RESULT OF THE CATASTROPHE ON CHERNOBYL' AES (in ed. of law RF from 18.06.1992 N 3061-1, Federal laws from 24.11.1995 N of 179-[FZ], from 11.12.1996 N of 149-[FZ], from 16.11.1997 N of 144-[FZ], from 17.04.1999 N of 79-[FZ], from 05.07.1999 N of 127-[FZ], from 07.08.2000 N of 122-[FZ] (ed. 29.12.2001), from 12.02.2001 N of 5-[FZ], from 06.08.2001 N of 110-[FZ], from 25.07.2002 N of 116-[FZ], from 11.12.2002 N of 168-[FZ], from 23.10.2003 N of 132-[FZ], from 26.04.2004 N of 31-[FZ], from 22.08.2004 N of 122-[FZ] (ed. 29.12.2004), from 02.02.2006 N of 20-[FZ], from 18.07.2006 N of 112-[FZ], from 05.12.2006 N of 207-[FZ], from 08.11.2007 N of 258-[FZ], from 01.03.2008 N of 18-[FZ], from 14.07.2008 N of 110-[FZ], from 23.07.2008 N of 160-[FZ], from 22.12.2008 N of 269-[FZ], from 25.12.2008 N of 281-[FZ], from 28.04.2009 N of 72-[FZ], from 24.07.2009 N of 213-[FZ], from 04.06.2011 N of 130-[FZ], from 11.07.2011 N of 206-[FZ], with chg, introduced federal laws from 26.11.1998 N of 175-[FZ], from 27.12.2000 N of 150-[FZ], from 30.12.2001 N of 194-[FZ], by the decision of the Constitutional Court of RF from 19.06.2002 N 11- P, By federal laws from 24.12.2002 N of 176-[FZ], from 23.12.2003 N of 186-[FZ], By decision of the Constitutional Court of RF from 10.11.2009 N 17- P)

権利が認められ、他の地域に移住することを決めた者は、被った損害の補償や社会的援助を受ける権利が認められること

第 11 条: 汚染物質(セシウム 137)の蓄積による年間被ばく量が 1mSv を下回る地域においても、人々は経済社会的な配慮措置を受けること

第 18 条: 汚染物質(セシウム 137)の蓄積による年間被ばく量が 1mSv 以上の地域に住む者にも補償措置が認められ、除染、国際基準に基づく汚染されていない食品の供与など、被ばくを減少させ、健康を保護するための措置や社会的特典が認められることが明記されている。<sup>24</sup>

また、ウクライナ、ベラルーシにおいても、同様に、5mSv/年以上の地域は優先的な移住対象地域となり、1mSv/年を超える地域は、国の補償と援助を受ける自主的な避難の権利が認められている<sup>25</sup>。ウクライナでは、1mSv/年を超える地域住民に対し、最低賃金の 4 割に相当する補償が早くから実施されるなど、1mSv/年を超える地域住民への補償がなされている。<sup>26</sup>ベラルーシでは、自然放射線以外の内部被ばく・外部被ばく両方を含む平均年間被ばく量は 1mSv を超えてはならず、もし人口の平均被ばく量が 1mSv/年を超えるのであれば、住民を保護する措置を行わなければならないとされている。<sup>27</sup>

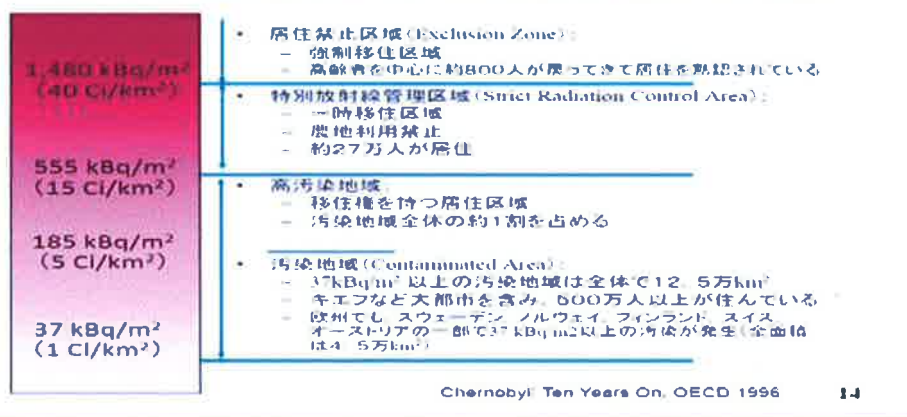
### 3) 日本との対比

日本ではチェルノブイリ事故の水準で住民による保護が実施されていない。

<sup>24</sup>汚染地域の 카테고리については、5月24日の16回原子力委員会に発表された河田東海夫氏(NUMO フェロー)の「土壌汚染問題とその対応」にも以下の通り示されている。

<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryo2011/siryo16/siryo2.pdf>

#### チェルノブイリ事故によるセシウム汚染の区分分けと対応



<sup>25</sup> [http://chernobyl.undp.org/english/docs/strategy\\_for\\_recovery.pdf](http://chernobyl.undp.org/english/docs/strategy_for_recovery.pdf) の p43 および p36, Table 3.1 参照。

<sup>26</sup> Article 37, The Law on the Status and Social Protection of the Population Who Suffered from the Chernobyl Catastrophe (1991年2月28日)  
[http://www.crdp.org.ua/data/upload/publication/main/ua/453/report\\_prof\\_jerzy\\_osiatynski\\_eng.pdf](http://www.crdp.org.ua/data/upload/publication/main/ua/453/report_prof_jerzy_osiatynski_eng.pdf), pp9

<sup>27</sup> ベラルーシ「チェルノブイリ原発事故によって被災した市民の社会的保護」に関する法律(2001年改訂)。ICRP, Publication 111, p54.

<http://www.icrp.org/docs/P111%28Special%20Free%20Release%29.pdf>



また、同規則第6条の1と2によると、妊娠と診断された女性の放射線業務従事者の受ける線量が、妊娠と診断されたときから出産までの間、内部被ばくによる実効線量については1mSv、腹部表面に受ける等価線量については、2mSvを超えないようにしなければならないとされ、今まで何十年も遵守されてきた。

ところが、文部省は「『管理区域』は、平時の場合において、強力な放射線源が存在する場所を厳格に管理する」ために設定されたものであるから、妊産婦や子どもにはあてはまらないとする。また、同省は、厚生労働省における放射線被ばくの労災認定要件は労災認定の観点から労働者への補償に欠けることのないように定められたものであるとし、今回の事態にはあてはまらないとする。<sup>33</sup> しかし、子どもや妊産婦、労働者が、成人の放射線業務従事者や労働者よりも低い保護のレベルでよいという論理は全く成り立たない。一般市民、特に放射線に対し感受性が高く、被ばくの影響が深刻であると懸念される子どもたちや妊産婦の健康こそが放射線被害から守られなければならない。

現状は、子どもや妊産婦など一般市民が、本来立ち入るべきでない管理区域にいるのと同様の事態である。そして、管理区域で作業に従事する妊産婦について、妊娠期間にわたって腹部2mSvという規制があるのに対し、福島県の汚染地域ではそうした規制されない状況に置かれている。

#### (4) 結論

こうした現状に鑑みれば、30キロ圏内と一部のごくわずかな地域を除き、放射線被害から人々を守るための何らの措置も実施しない政府の態度は、国際水準やチェルノブイリ事故後の事故対応、さらに国内法をも下回るものであり、国民の健康に対する権利を守る政府の義務に対する重大な違反と言わなければならない。

日本政府が、上記ICRP基準の国内への取り入れにあたり、自然放射線を除外している<sup>34</sup>ことを考慮するとしても、またチェルノブイリの前例に照らしても、少なくとも自然放射線を除外して年間被ばく量1mSvを越える地域に居住する住民に対し、放射線防護の義務を負うべきであり、上記地域に居住する住民に対し、健康保護のために必要なすべての措置、政府の援助による避難の権利の保障と補償措置、除染等の対策が必要である。

そこで、HRNは政府・東京電力に対し、以下のことを求める。

- ・ 住民の年間被ばく量が自然放射線を除き年間1mSvを超える地域については、放射線被害から人々の健康を保護すべきすべての必要な措置を講じるとともに、住環境に対する被害回復を実現するための全ての必要な措置をとること
- ・ 住民の年間被ばく量が自然放射線を除き年間1mSvを超える地域に住む住民には放射線

<sup>33</sup> [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/syousai/1307458.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1307458.htm)

<sup>34</sup> [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/gijyutu/004/006/shiryu/04070501/003.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/004/006/shiryu/04070501/003.htm): ICRP1990勧告は、自然放射線も放射線防護の対象に取り入れる考えを示している。日本は基準取り入れにあたり自然放射線を除外した。 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/housha/sonota/81009.htm#66](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/housha/sonota/81009.htm#66)



害に関する必要な情報提供を行い、避難の権利を認めるべきである。この地域の住民が移住・避難を決断した場合は、政府が避難・移住を援助し、避難者に国内避難民(IDP)としての適切な保護<sup>35</sup>を与え、生活再建に必要なかつ十分な補償措置を取ること

- ・ 放射性セシウムが 555kBq/m<sup>2</sup>を超える汚染地域(もしくは年間被ばく量が 5mSv 以上の地域)については、チェルノブイリ事故の強制避難地域に該当する深刻な汚染のある地域であるとの認識に基づき、一刻も早い除染措置を行うと同時に、移住に関して援助策を策定し、移住が困難な人々に対しては、移住に匹敵する健康保護の措置を取ること
- ・ 「管理区域」に該当する実効放射線量外部放射線の線量が 3 ヶ月で 1.3mSv (毎時 0.6 マイクロシーベルト) を超える地域の人々、および、妊娠中の線量が 2mSv を超える地域に住む妊産婦に対しては、国内法に違反することから、一刻も早く避難の権利を認めてこれを告知し、生活再建のための補償を行うこと

#### 4 政府、東京電力が取るべき具体的な措置について

HRN は政府および東京電力に対し、以下の具体的な措置を緊急にとるよう求める。<sup>36</sup>

##### (1) 汚染調査と公表

放射線被害から住民を防護するためにも、また住民が避難を決断するためにも、土壌・空気等の汚染について包括的・継続的な調査と情報公開が住民に対してなされなければならない。政府が、住民の居住環境が深刻な汚染を受け、住民の生活・生産活動が危機に晒されているのに必要な情報・危険性を告知しなければ、それは人権保障義務に対する違反にほかならない。<sup>37</sup> ところが、現状の土壌汚染の情報公開ははなはだ不十分であり、民間団体からは深刻な土壌汚染等の報告がされているにもかかわらず、国はこれに対応する調査を公開していない。<sup>38</sup>空間線量、土壌汚染ともに実際に生活する市民からみれば、現実に

<sup>35</sup> 「国内避難民に関する指導原則」(“Guiding principles on Internally displaced persons” E/CN.4/1998/53/Add.2, 1998 年国連人権委員会採択)に基づく人権保障と保護を与えられるべきである。同原則に基づき政府のとるべき措置は、HRN が 2011 年 4 月に発表した意見書「東日本大地震に関連する被災者・周辺住民の権利保護のために」に詳述した。

[http://hrn.or.jp/activity/20110405\\_shinsai.pdf](http://hrn.or.jp/activity/20110405_shinsai.pdf)

<sup>36</sup> なお、原状回復・賠償は第一義的に東京電力の責務であり、国費・公費により以下の項目で求める措置を緊急に行ったうえで、最終的に東京電力に賠償請求がされるべきである。

<sup>37</sup> ヨーロッパ人権裁判所は、民間の化学工場の事故で大量の有害物質で住環境が汚染された後イタリア政府が住民に必要な情報提供をせず、住民がしばらくの間汚染の深刻さを告知されず、居住と農産業を継続した事案についてイタリア政府の人権侵害を認め、住民への賠償を命じた。EUROPEAN COURT OF HUMAN RIGHTS CASE OF GUERRA AND OTHERS v. ITALY (116/1996/735/932)

[http://www.iidh.ed.cr/comunidades/libertadexpresion/docs/le\\_europeo/guerra%20and%20others%20v.%20Italy.htm](http://www.iidh.ed.cr/comunidades/libertadexpresion/docs/le_europeo/guerra%20and%20others%20v.%20Italy.htm)

<sup>38</sup> 民間団体が行った測定では首都圏においても深刻な土壌汚染が報告されている。

<http://doc.radiationdefense.jp/dojyou1.pdf>